

上尾市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月22日

上尾市公平委員会委員長 根 岸 遼

上尾市公平委員会規則第3号

上尾市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

上尾市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年上尾市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「副参事 課長」を「副参事」に改め、同表2の項中「課長 所長」を「課長 マイナンバー・パスポートセンター所長」、「主幹 ゼロカーボン推進室長」を「主幹 地域支援室長 証明書発行センター所長 ゼロカーボン推進室長」に改める。

別表第2中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。